

西鹿田グリーンパーク基本計画・実施設計業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和4年5月11日

みどり市長 須藤 昭男

1. 業務概要

(1) 業務名

西鹿田グリーンパーク基本計画・実施設計業務

(2) 業務内容

別紙「西鹿田グリーンパーク基本計画・実施設計業務 仕様書(案)」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年 3月17日まで

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当していないこと。
- (2) みどり市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき、更生又は再生手続をしていないこと。
- (4) プロポーザル実施公表の日から受託候補者の特定の日まで、本市が定める入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (5) みどり市暴力団排除条例(平成24年みどり市条例第12号)第2条各号に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しないこと。
- (6) 建設コンサルタント「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
- (7) 過去10年間(平成24年度から令和3年度まで)に、官公庁により発注された「公園の基本計画及び実施設計を一連で実施した業務」の実績を有すること。また、基本計画の内容検討に際して、地域住民とのワークショップを実施した実績を有すること。
- (8) 配置予定技術者は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 管理技術者は、技術士又はRCCM「都市計画及び地方計画」又は総合技術監理部門「建設—都市及び地方計画」とする。
 - イ 管理技術者は、過去10年間(平成24年度から令和3年度まで)に、官公庁により発注された「公園の基本計画及び実施設計を一連で実施した業務」の実績を有するものとする。

- ウ 照査技術者は、管理技術者と同等程度以上のものとする。
- (9) 法人税、市税、消費税等を滞納していないこと。
- (10) その他法令に違反していないこと及び違反するおそれがないこと。

3. 手続

西鹿田グリーンパーク基本計画・実施設計業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等による。

なお、実施要領、仕様書等各種様式は、みどり市ホームページ上で公開する。

4. 事務局

(1) 所在地

群馬県みどり市大間々町大間々1511（みどり市役所 大間々庁舎）

(2) 担当窓口

みどり市都市建設部都市計画課 電子メール toshikeikaku@city.midori.lg.jp
電話番号 0277-76-1903（直通）